

# 環境管理部会の審議状況等について

平成25年4月  
環境管理課

## 1 所掌事務

「大気汚染防止、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止、土壤汚染防止、騒音防止、振動防止、地盤沈下防止、悪臭防止に関すること」

(関係例規) 京都府環境審議会条例(第7条) 京都府環境審議会運営要領(第3条)

## 2 前任期(H23.3.23~H25.3.22)中の審議状況等

部会開催日: 平成23年6月20日、8月4日、9月21日、11月7日

平成24年9月5日、11月13日

項目	内容
水質汚濁防止法に基づく総量削減計画及び総量規制基準の策定について  〔 水質汚濁防止法第4条の3及び第4条の5 〕	諮詢問: 平成23年7月12日 答申: 平成23年11月15日 (審議内容) 環境大臣が定めた総量削減基本方針に基づき、汚濁負荷量の削減目標量等を見直した第7次総量削減計画を策定し、特定事業場に対する総量規制基準を設定。
京都府環境を守り育てる条例施行規則(污水に係る規制基準及び地下浸透禁止物質)の一部改正について	諮詢問: 平成24年8月2日 答申: 平成24年12月14日 (審議内容) 水質汚濁防止法施行令等の一部改正により特定事業場の排出水に係る有害物質及び排水基準が追加されたことに伴い、条例に基づき、府が独自に規制を行っている事業場の規制基準等を見直し ・ 排水に係る規制の追加 ・ 地下浸透禁止物質の追加
京都府環境影響評価条例の一部改正について	諮詢問: 平成23年6月3日 答申: 平成23年11月7日(第一次 下線部分) (審議内容) 環境影響評価法の改正を受け、条例改正。 ・ 環境影響評価への住民理解の向上 ・ 法手続における府の関与の見直し ・ 風力発電所の対象事業追加(規則) ・ 戦略的環境アセスメントの導入

## 3 平成25年度の予定

項目	内容
京都府環境影響評価条例の一部改正について	条例への戦略的環境アセスメントの導入 (平成23年度から継続)

# 第7次水質総量削減計画について

平成23年12月  
文化環境部

## 1 計画等の趣旨

閉鎖性水域である瀬戸内海（大阪湾）の水質改善を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づいて、環境大臣が策定する「化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る総量削減基本方針」（第7次基本方針／平成23年6月改定）に沿って、京都府における第7次総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定を行う。

## 2 計画等の内容

### （1）総量削減計画

ア 削減目標（国の総量削減基本方針に沿って京都府の削減目標量（トン／日）を規定）

（参考）

削減対象物質	平成26年度目標量		平成21年度目標量
	化学的酸素要求量	窒素含有量	
化学的酸素要求量	18		20
窒素含有量		15	17
りん含有量		1.2	1.2

イ 対象地域

淀川流域の10市7町1村

ウ 目標量達成の方途

- ▶ 生活排水処理施設の整備等
  - ・ 下水道の整備等
  - ・ その他生活排水処理施設（浄化槽、農業集落排水処理施設等）の整備
  - ・ し尿処理施設の整備
- ▶ 総量規制基準の設定等
  - ・ 一定規模以上の事業場に対する規制
- ▶ その他の発生源に係る対策
  - ・ 生活排水対策
  - ・ 農地からの負荷削減対策
  - ・ 中小規模の事業場に対する規制・指導
  - ・ 畜産排水対策

▶ 教育啓発等

- ・ 各種講習会等を通じた趣旨や内容の周知徹底
- ・ 府民に対する広報啓発

▶ その他

- ・ 底質汚泥の除去等
- ・ 水質監視体制の整備
- ・ 調査研究
- ・ 中小企業に対する助成等

(2) 総量規制基準

ア 対象事業場

日平均排水量 50m<sup>3</sup>以上の事業場（約180事業場）

イ 総量規制基準の設定方法等

事業場ごとに次の式で算出した一日当たりに排出を許容する汚濁負荷量（総量規制基準）を設定、その遵守について監視指導

$$L = C \times Q \div 1,000$$

L : 総量規制基準（=許容排出量）(kg／日)

C : 業種区分ごとに定めるCOD等の量 (mg／リッル)

Q : 事業場の排水量 (m<sup>3</sup>／日)

ウ 今回の改正点

環境省告示に従い215業種等区分ごとに定める排出濃度を見直し、化学的酸素要求量についてはし尿処理業ほか6業種区分、窒素含有量については畜産農業ほか2業種区分、りん含有量については畜産農業（1業種区分）について、それぞれ基準を強化

# 京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について

平成24年12月

文化環境部

## 1 改正の趣旨

平成24年5月に、国において水質汚濁防止法施行令等が一部改正され、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排出水に係る有害物質及び排水基準が追加されたことに伴い、京都府環境を守り育てる条例に基づき、府が独自に規制を行っている事業場（条例規制対象事業場）の規制基準等について、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

### （1）排水に係る規制の追加

1,4-ジオキサンについて、国の改正による排水基準値と同じ基準値を設定し、条例規制対象事業場に対して適用する。

物質の種類	排水基準値（許容限度）案
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

### （2）地下浸透禁止物質の追加

国の改正と同様に、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを条例規制対象事業場における地下浸透禁止の対象とする。

## 3 今後のスケジュール

平成24年12月 12月府議会に最終案を報告

平成25年1月 京都府環境を守り育てる条例施行規則一部改正・施行

※参考

化学物質名	物質の特性
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	主に化学工業において染料や香料の製造溶剤等として使用。吸入による吐き気、嘔吐など人への健康影響が確認されている。
塩化ビニルモノマー	主に化学工業等においてポリ塩化ビニル等の合成原料として使用。人に対する発がん性が認められている。
1, 4-ジオキサン	主に化学工業等において有機合成反応溶剤として使用。人に対する発がん性が指摘されている。

## 環境影響評価法及び府環境影響評価条例改正の概要

- 法施行後10年が経過し、社会状況の変化や法及び条例の運用実態から明らかになった課題に対応するため、法及び政省令が改正され、条例及び規則についても法改正事項を踏まえ、府環境審議会の答申を受け、平成23年度中に第1次の改正を実施。
- 戰略的環境アセスメントについては、法と条例の対象事業の違い等を踏まえ、継続審議とし、平成24年11月に審議を再開。

